

1-1
行為が必要
な規模

1-2
景観
条例に
基づく
届出の
流れ

2-1
(一般
地区)
景観
形成
基準

2-2
景観
形成
基準
の解
説

参
考
資
料

ガイドラインの目的

松阪市景観計画運用ガイドラインは、松阪市景観計画における「第2編第1章3 行為の制限に関する事項(景観法第8条第2項第2号)」を補足するものです。

建築主、事業主、設計者の方々が届出行為等を行う場合には、本景観計画に規定する景観形成基準に適合することが必要となりますが、本運用ガイドラインは、特に行為の制限に関する事項について、図などを用いて視覚的に解説することにより、届出制度運用の趣旨をわかりやすく届出者に伝えることを目的としています。

このため、表現はあくまでも例示的な表現となっており、記載している内容が、松阪市景観計画における行為の制限に関する事項の全てを記載したものではないことに留意して頂く必要があります。

本ガイドラインは、松阪市景観計画における一般地区を対象としており、大きく分けて「第1章 良好な景観の形成に向けた届出制度について」、「第2章 良好な景観の形成に向けた景観形成基準について」と「参考資料」から構成されています。

なお、重点地区については、地区別に独自のガイドラインを定めます。

ガイドラインの構成と見方



